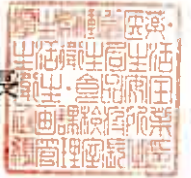




薬生食検発 0402 第 1 号
令和 2 年 4 月 2 日

航空会社 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長



新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、世界各国における感染者の拡大を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、航空機における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要がございます。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、検疫強化対象地域^{*1}について、14 日間以内の滞在歴等を確認することとしています。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、検疫強化対象地域を一部追加等しますので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1 「機内アナウンス」の実施について

検疫強化対象地域からの本邦到着便について、「機内アナウンス」を実施すること。

アナウンスの際には、検疫強化対象地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫ブースにおいて、検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

2 「健康カード」の配布について

検疫強化対象地域からの本邦到着便について、機内で、体調不良の際に申し出るよう客室乗務員へ依頼すること及び国内滞在中の留意事項等について記載した「健康カード」を機内に搭載し、客室乗務員から乗客へ配布すること。

3 「質問票」の配布について

入管法に基づく入国制限対象地域^{*2}からの本邦到着便について、機内において、質問票を配布し、機内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。

(※1) 検疫強化対象地域 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※2以外の全ての国と地域

(※2) 入管法に基づく入国制限対象地域 (外務省による感染症危険情報レベル3)

| | |
|-------|--|
| 東アジア | 中国 (香港、マカオ含む)、台湾、韓国 |
| 東南アジア | インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア |
| ヨーロッパ | サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア |
| 中東 | イラン、イスラエル、トルコ、バーレーン |
| アフリカ | エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ |
| 北米 | 米国、カナダ |
| 中南米 | エクアドル、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、ブラジル、ボリビア |
| 大洋州 | オーストラリア、ニュージーランド |